国民健康保険は、万一のときの大切な制度です

自助　公助　共助

わが国では、誰もが安心して医療を受けられるように、すべての人が医療保険に加入しなければなりません。（国民皆保険制度）

職場の健康保険や長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入している人、生活保護を受けている人以外は皆、国民健康保険（国保）に加入します。

国保は、私たちが病気やけがをしたときに、安心してお医者さんにかかれるように、普段からお金を出し合っていこうという制度です。私たちが住んでいる市町村が保険者となって、その運営をしています。

10月は、「国民健康保険強化月間」です。
この機会に国保について考えてみませんか？

国保のしくみ

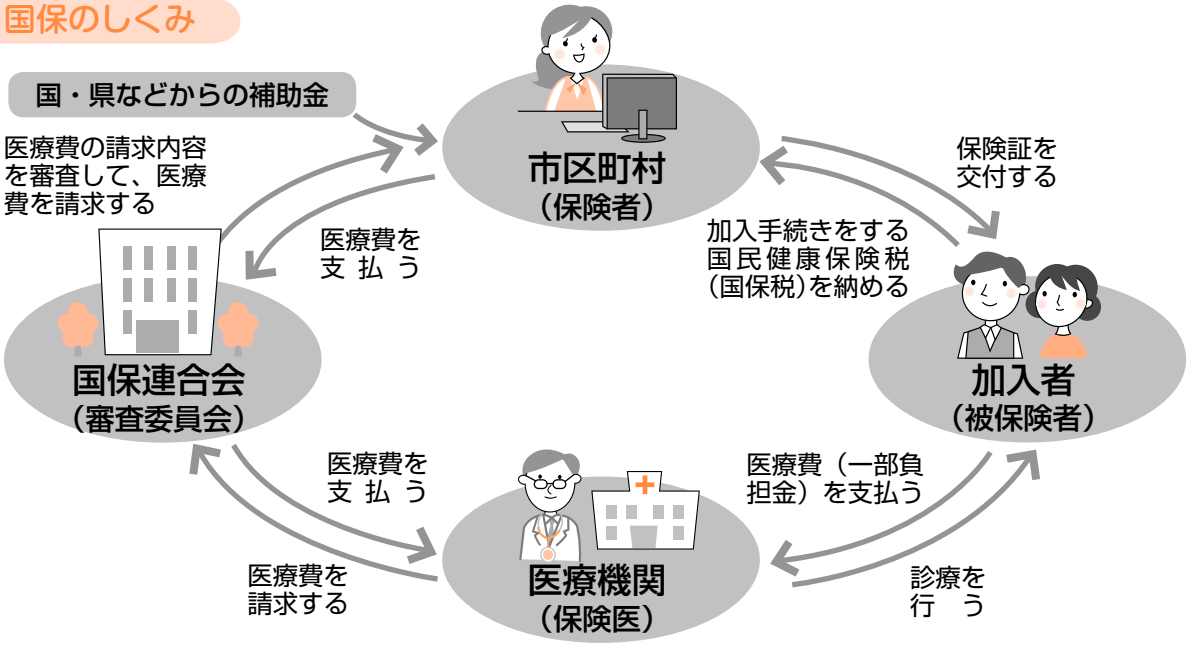

かかった医療費の自己負担割合

対象年齢	0～6歳（小学校入学前）	7～69歳	70～74歳	75歳～
自己負担割合	2割	3割	1割（現役並み所得者は3割）	1割（現役並み所得者は3割）

※68、69歳で山梨県老人医療費支給制度に該当する方は老人医療費受給者証が、70歳～74歳の方には保険証とは別に自己負担割合（1割又は3割）を示す高齢受給者証が交付されますので、保険証と一緒に必ず医療機関に提示してください。

※重度心身障害者・ひとり親家庭・子ども医療費の各助成制度の受給者証をお持ちの方は保険証と一緒に医療機関に提示してください。県内の医療機関での保険適用分については自己負担窓口無料となります。

韮崎市の国保の加入状況

国保の加入者、世帯ともに年度ごとの増減は少なく、市全体のそれぞれ約37％と約26％を占めています。

（年度末）

項目		20年度	21年度	22年度
市全体	世帯数（世帯）	12,293	12,302	12,429
	人口（人）	32,359	32,072	31,990
国保	世帯数（世帯）	4,600	4,644	4,620
	被保険者数（人）	8,500	8,466	8,321
加入割合	世帯（%）	37.42	37.75	37.17
	人数（%）	26.27	26.40	26.01

国保会計収支決算の状況（平成22年度）

国保の財源とその使いみち

国保税は国保会計の基礎となる最も大切な財源で、全体収入の1／4を占めています。皆さまが医療機関などにかかったときに医療費の一部負担金（3割）を支払いますが、残り（7割）は、国保から支払われています。それを支払う財源が国保税で賄われています。

国保に加入している方は、「給付を受ける権利」があると同時に「国保税を支払う義務」があります。必ず納期限までに納めましょう。

また、納付が困難な方は、国保税を滞納しておかずに一度相談してください。

歳入　30億4,611万円

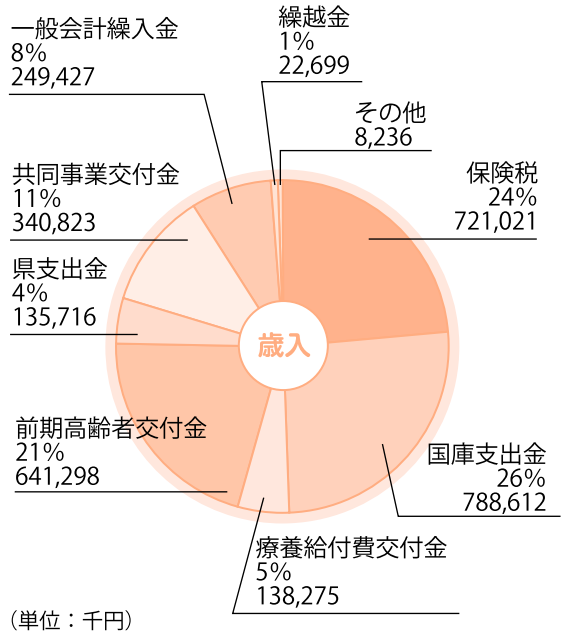

（単位：千円）

歳出　29億5,349万円

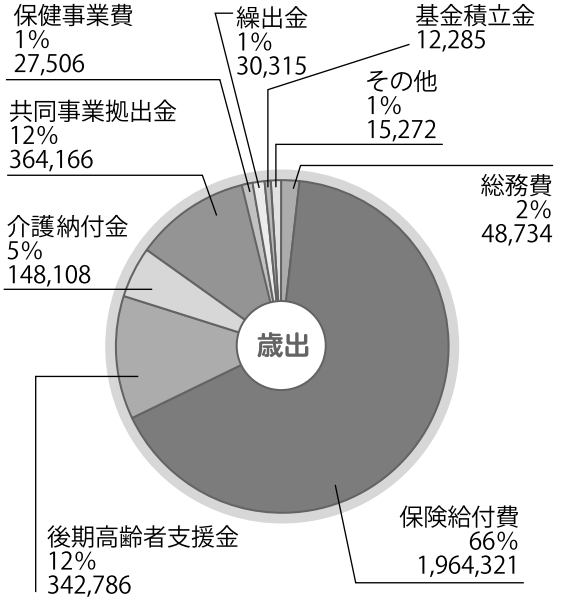

（単位：千円）

国保税と医療費の推移

国保税は、平成20年度以降、被保険者世帯の所得の減少により、年々減少しています。特に平成22年度は前年度比46,937千円（6.1%）の減となりました。

また、医療費（療養給付費や高額療養費等の合計）については、平成22年度は前年度比1億2,934万円（3.3%）の増となりました。

医療費は、国保会計の歳出の6割以上を占めており、毎月広報に前月の支払額を掲載しています。（10月号：P19）医療費が増大することは、国保税の引き上げに直接つながっていきます。

ジェネリック医薬品の活用や、健康診断の受診による早期発見早期治療により医療費の削減に努めましょう。

国保税の減免・軽減

火災や風水害、疾病又は負傷等による失業などの事情により国保税の納付が困難となったとき、申請により国保税の減免を受けることができます。

また、平成21年3月31日以降に、倒産、解雇、雇い止めなどにより離職された国保加入者は軽減を受けることができます。

どちらも申請が必要ですので、市民課国保医療担当までお問い合わせください。

国保税と医療費等の関係

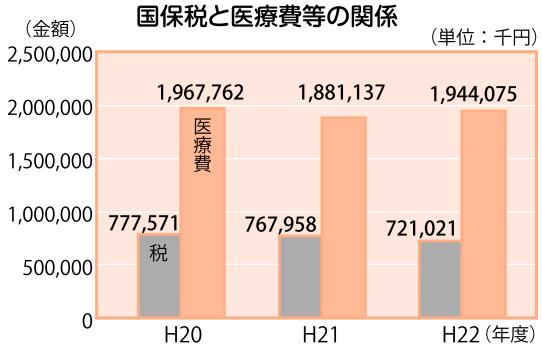

Q&A 国保資格についてよくある質問

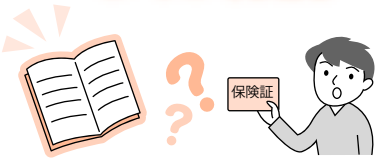

Q 国保に加入していましたが、会社の健康保険に加入しました。届け出が必要ですか？

A　はい、国保の喪失の手続きが必要になります。
会社では、国保の喪失手続きは行ってくれませんので、会社の健康保険などに加入した日の翌日から１４日以内に、市民課国保医療担当へ、ご自身で届出を行ってください。

＜持ち物＞
社会保険に加入した方全員の保険証・国保保険証・印鑑

※届け出をしないと、国保税が継続してかかってしまいます。また、国保で医療機関にかかった場合には、かかった医療費を返還していただくことになります。

Q 会社の健康保険に加入していましたが、会社をやめて保険証を返却しました。届け出が必要ですか？

A　はい、喪失と同様に国保の加入の手続きが必要です。
会社では、国保の加入手続きは行ってくれませんので、会社の健康保険の資格がなくなった日（離職した日の翌日）から１４日以内に、市民課国保医療担当へ、ご自身で届け出をしてください。

＜持ち物＞
会社の保険をやめた証明書（被扶養者だった人の分も記載のあるもの）・印鑑

Q 年度途中で加入したり、やめたりした人の国保税ってどうなるの？

A　退職して会社の健康保険の資格がない方や、他市町村から転入してきた方で、健康保険に加入していない方は、届出の有無にかかわらず、退職した日の翌日又は転入した日から、国民健康保険の被保険者となりますので、必ず１４日以内に加入手続きをしてください。

この場合、国保税も届出日に関係なく、被保険者となった日から月割りで算定されます。（加入月には課税されますが、喪失月には課税されません）

また、被保険者間の負担の公平を図り、国民健康保険事業の運営に必要な財源を確保するため、加入届が遅れた場合、最大３年間分さかのぼって国保税を支払っていただいております。

医療費負担を少しでも軽く！
家計にやさしいジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品とは、新薬と同一の有効成分を含み効能・効果、用法、用量が原則的に新薬と同等と認められる後発医薬品のことです。

ジェネリック医薬品は新薬で既に治験済みの有効成分を使うため、開発に要する経費・期間が少なくなります。このため新薬より製造原価が安価になり約3割～7割程度の費用負担ですみます。

すべての病気の治療薬にジェネリック医薬品があるわけではありませんが、医師や薬剤師に相談のうえジェネリック医薬品を選び、医療費の節約に役立ててください。

■お問い合わせ
市民課国保医療担当
（内線１２７～１２９）

韮崎勤労青年センターより 改修工事に伴う 利用制限のお知らせ

皆さまには日頃より、体力づくりや研修の場として、センター内スポーツ施設や会議室をご利用いただき、ありがとうございます。

この度、さらに皆さまがご利用しやすく便利な施設になるよう、管理研修棟及びグラウンドについて改修工事を行います。

大変ご不便をお掛けいたしますが、この間ご利用ができませんので、ご了承ください。

◆管理研修棟
大規模改修に伴い、10月1日から平成24年1月31日まで（予定）

◆グラウンド
人工芝化に伴い、10月1日から平成24年3月31日まで（予定）

■お問い合わせ
・管理研修棟について
商工観光課商工労政担当
（内線２１５）
・グラウンドについて
教育課スポーツ振興担当
☎２２－０４９８

10月

総合健診 後半戦が始まります

受診率アップにご協力を！

「特定健診」を必ず受診してください

7月から、総合健診（特定健診・各種がん検診）を実施しています。国民健康保険に加入する40歳から74歳までの方は、必ず市の特定健診を受診していただくことになっていますので、まだの方は受診をお願いします。

【前半実施状況】

7月に実施した総合健診の受診者数は、前年と比べ5％ほど多い1、826人でした。しかし、国民健康保険加入者の特定健診の受診者数は941人で、前年に比べ3％ほど少なくなっています。

【特定健診の受診率が国民健康保険税に影響を及ぼします。】

現在国においては、平成24年度までに特定健診受診率が65％に達していないと、平成25年度に国民健康保険が支払わなければならない後期高齢者支援金の額を加算することを検討しています。

平成22年度の本市特定健診受診率は38・1％（暫定値）です。自分の健康のためだけではなく、保険税引き上げとならないためにも、必ず受診しましょう。

【10月健診のご案内】

10月は、総合健診の後半分が行われます。まだ受診をされていない方は、必ず受診をしてください。

総合健診に必要なものは、7月上旬に対象者に郵送しています（青色封筒）。紛失したり、届いていない方は、保健福祉センターで手続きが必要となりますのでご来館ください。

なお、市の国保以外の保険の被扶養者で40歳から74歳の方は、市の特定健診を受診する場合必ず「特定健診受診券」をお持ちください。

各種健診内容は、7月号P4をご確認ください。

■お問い合わせ

・総合健診について
保健課健康増進担当
☎23―4310

・国民健康保険税について
市民課国保医療担当
☎22―1111（内線127）

各地区健診日程表

■健診結果について
健診実施日から約1ヶ月後に、健診結果をお知らせします。結果の返し方や日程などは、8月号をご確認ください。

健診日		地区・場所	受付時間	受付地区	歯科健診	備考
10月6日(木)	地区	全体	8:00～10:30	未受診者	○	肺CT
	場所	文化ホール				
10月7日(金)	地区	全体	8:00～10:30	未受診者	○	肺CT
	場所	文化ホール				(P)乳
10月12日(水)	地区	大草	8:00 ～ 9:00	羽根、西の割、町屋	○	
	場所	大草公民館	9:00～10:30	若尾		
10月13日(木)	地区	穂坂	8:00 ～ 9:00	三之蔵、柳平、三ツ沢、上今井、長久保、原	○	
	場所	勤労青年センター(ウッドジム)	9:00～10:30	宮久保、飯米場、鳥の小池、権現沢、上ノ原、日之城		
10月14日(金)	地区	中田・全体	8:00 ～ 9:00	中田町全域	○	肺CT
	場所	文化ホール	9:00～10:30	未受診者		(P)乳
10月15日(土)	地区	全体	8:00～10:30	未受診者		肺CT
	場所	保健福祉センター				
10月16日(日)	地区	全体	8:00～10:30	未受診者	○	肺CT
	場所	保健福祉センター				
10月29日(土)	地区	全体	8:00～10:30	未受診者		肺CT
	場所	保健福祉センター				
10月30日(日)	地区	全体	8:00～10:30	未受診者	○	肺CT
	場所	保健福祉センター				

歯科健診は指定日（○印）のみの実施になります。備考の「肺CT」は肺がんCT検査が、「P（乳）」は午後に乳がん検診があることを示します。
都合の悪い場合は該当地区以外の日にも受診ができます。なお、変更の連絡は必要ありません。

高齢者インフルエンザ予防接種助成について

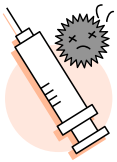

高齢者がインフルエンザにかかると普通の風邪に比べて気管支炎や肺炎を併発し、重症化することがあります。

そこで、市では、65歳以上を対象にインフルエンザ予防接種の助成を行います。

流行する前に予防接種を受けましょう。

■対象者

・接種日現在65歳以上の方

対象者には、予診票を郵送します。

※実施期間中に65歳の誕生日を迎える方は、誕生日の前日から対象になります。

・接種日現在60歳以上65歳未満の方で心臓や腎臓、呼吸器等に一級程度の障害がある方

接種を希望の方は、身体障害者手帳を持参し、保健福祉センターにお申し出ください。

■実施期間

10月1日（土）～
平成24年1月31日（火）

■接種費用

医療機関により予防接種費用が異なります。2、500円までは市が負担します。2、500円を超える差額については、医療機関の窓口において自己負担となります。

なお、実施期間・指定医療機関以外で接種した場合は、全額自己負担となります。

■接種手続

指定医療機関に予め予約をしてください。接種日が決まりましたら、郵送された「予診票」に必要事項を記入のうえ、健康保険証等をお持ちになり、接種をしてください。

なお、市では、21年度に発生した新型インフルエンザ（A／H1N1）について、市民税非課税世帯を対象に助成を行ってまいりましたが、23年4月1日から通常の季節性インフルエンザへ移行したことに伴い、市民税非課税世帯の方への助成は行いませんので、ご理解願います。

■指定医療機関

一般外来で接種できる市内の医療機関は次のとおりです。

予約の上、接種をお願いします。

医療機関名	住所	電話番号
秋山内科クリニック	龍岡町下條南割939	23-2526
秋山脳外科	大草町若尾1330	22-8881
寺本医院	本町2-7-9	22-0549
中込医院	旭町上条北割1038	22-0474
韮崎クリニック	神山町北宮地3	20-1411
にらさき泉野内科小児科クリニック	岩下1232	22-1181
韮崎市立病院	本町3-5-3	22-1221
聰心会　韮崎相互病院	本町1-16-2	22-2521
野口外科胃腸科	中田町中條1433	25-5015
本町クリニック	本町2-19-3	22-8741
ますやま整形外科クリニック	藤井町南下條395	21-2100
三井医院	本町1-11-8	22-0845
薬袋整形外科医院	富士見2-13-2	22-0203
たのくらクリニック	藤井町南下條338	21-3030
藤井平皮膚科	藤井町坂井320-1	22-1512
まえざわクリニック	若宮2-14-1	21-2333
いいのクリニック	本町2-14-15	23-1296
きっかわ整形外科クリニック	若宮2-8-18	30-4141
にこにこクリニックこでら小児科	龍岡町下條南割1045	23-6677
岩下内科医院	若宮1-2-50（市民交流センター3F）	45-8890

■お問い合わせ

保健課健康増進担当
☎23-4310

宝くじの助成により、コミュニティ活動のための備品が整備されました

財団法人自治総合センターが宝くじの普及広報事業として行うコミュニティ助成事業の助成金を受けて、清哲町青木区の公民館備品と、中田町中条2区の防災資機材が整備されました。

これらの備品は地域のコミュニティ活動に役立てられます。

■お問い合わせ

企画財政課企画推進担当（内線357）

←中田町中条2区：テント・防災用浄水器・その他発電機・ハロゲンライト・エンジンカッター・金テコ

↑清哲町青木区：エアコン・冷蔵庫・その他掃除機・調理台・刈払機

来春入学予定者

就学時健康診断を実施します

教育委員会では、来年4月に小学校へ入学される子ども（平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれ）を対象とした就学前の健康診断を実施します。

次の学校区ごとの日程で健康診断を行いますので、受診してください。

■健康診断日程

小学校区	日程及び実施時間		検査項目
韮崎北西	10月12日(水)	受付時間 Aグループ 13時15分～13時45分 Bグループ 13時45分～14時15分 実施時間 13時15分～15時30分	内科・眼科・歯科・視力・聴力・言語知能検査等
甘利			
韮崎	10月13日(木)		
穂坂			
韮崎北東			

■実施場所
東京エレクトロン 韮崎文化ホール

■通知および必要書類
対象となるお子さんをお持ちの保護者の方には、すでに通知と必要書類を送付して、必要書類の記入などをお願いしてあります。
まだ通知が届いていない場合は、教育委員会までご連絡をお願いします。

■お願い
受付開始までは、会場へ入場できません。
また、受付開始の直後は大変混雑しますので、お待ちいただく場合がありますが、ご了承ください。

■お問い合わせ
教育課学校教育担当（内線263・264）

韮崎市重度心身障害者医療費助成受給者証の更新手続きについて

現在お持ちの「韮崎市重度心身障害者医療費助成受給者証」は、10月31日をもって有効期限が満了となります。（手帳の期限が、満了日以前の方は、その期限前に更新の手続きが必要です。）

対象者には、9月より郵送でご案内させていただいておりますので、確認のうえ、申請（更新）の手続きをお願いします。

この助成制度には、受給資格者又は、その配偶者又は、生計を維持する扶養義務者の前年の所得に応じた支給制限があります。申請時にいただいた同意書により、毎年、所得状況を確認の上、受給者証を交付しております。

今年度は、前述の所得状況の確認に関する今後5年間分の同意をいただく更新の年にあたることから、必ず申請（更新）手続きが必要です。手続きをされないと、医療費の助成が受けられなくなります。

■受給要件にあたる障害
・身体障害者手帳1級～3級
・療育手帳A判定
・精神障害者保健福祉手帳1・2級
・国民年金法における障害基礎年金の1・2級の受給者
・特別児童扶養手当受給対象児童

■申請
10月7日（金）までに福祉課社会福祉担当窓口へ申請してください。

■持参するもの
・韮崎市重度心身障害者医療費助成受給者証（交付・更新）申請書
・所得の確認等に関する同意書
・受給要件にあたる手帳又は証書
・医療保険証
・印鑑

※平成23年1月1日時点で、市外に住所があった方（対象者・世帯構成員を含む）は、前住所地の市町村長が発行する「平成23年度（平成22年中）所得課税証明書」の添付が必要です。

※対象者及び世帯構成員の中に、住民税が未申告の方がいる場合には、更新認定ができませんので、申請前に税務課の窓口で手続きをお済ませください。

心身障害児（者）年金の支給廃止について

市では、心身障害児（者）の方に、毎年1回、心身障害児（者）年金を支給して参りましたが、障害福祉サービス・地域生活支援事業・相談支援事業等の充実が図られる中、事務事業外部評価の結果も踏まえて、事業の見直しを行った結果、今年度より廃止させていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

■お問い合わせ
福祉課社会福祉担当（内線177）

今月の納税

税目		納期限
市県民税	第3期	10月31日（月）
国民健康保険税	第4期	
介護保険料	第4期	
後期高齢者医療保険料	第4期	

◆夜間納税相談・収納窓口
10月17日（月）・26日（水） 18時～20時30分
◆休日納税相談・収納窓口
10月22日（土） 10時～16時
※来庁の際は、市役所西側出入り口をご利用ください。
■お問い合わせ 収納課（内線161・163～166）

夜間・休日の収納及び納税相談窓口をご利用ください

お仕事の都合等により、平日に市税等の支払いができない方や、特別な事情があって期限内の納付が困難な方のために夜間・休日の収納及び納税相談窓口を開設しております。

督促状・催告書を送付し、自主的な納付をお願いしておりますが、再三の催告にも応じていただけず、納税相談のご連絡もない方には、納税されている方との公平性を保つために資産や収入調査を行い、滞納処分として差し押さえを執行することとなります。

そのような状況になる前にご相談ください。

■対応機関

山梨中央銀行・甲府信用金庫・山梨信用金庫・山梨県民信用組合・ゆうちょ銀行
※梨北農業協同組合・三井住友銀行甲府支店は、韮崎市預金口座振替依頼書（収納課窓口・前記市内金融機関にございます）により金融機関窓口でお申し込みください。
※住宅使用料・保育料・水道料・施設負担金は除きます。

夜間納税相談・収納窓口	
10月17日(月)	18時～20時30分 来庁の際は、市役所西側出入り口をご利用ください。
10月26日(水)	
11月16日(水)	
11月28日(月)	
12月16日(金)	
12月21日(水)	
12月26日(月)	
1月16日(月)	
1月27日(金)	
2月17日(金)	
2月27日(月)	
3月16日(金)	
3月26日(月)	

休日納税相談・収納窓口	
10月22日(土)	10時～16時 来庁の際は、市役所西側出入り口をご利用ください。
11月26日(土)	
12月24日(土)	
1月28日(土)	
2月25日(土)	
3月24日(土)	

安全・便利な口座振替をおすすめします！

次の金融機関について、キャッシュカードと暗証番号により、市役所収納課窓口で手続きができます。（夜間・休日窓口でも対応可）

■お問い合わせ

収納課徴収第1・2担当
（内線161～166）
http://www.city.nirasaki.lg.jp/art924

韮崎大村美術館インフォメーション

企画展「新収蔵品展」

韮崎大村美術館において平成21年以降寄贈を受け、新たに館蔵品となった作品を紹介します。荻太郎、鈴木農夫男、澤村みちる、小林一枝らの作品をご覧いただけます。

■開催期間

10月8日（土）～
1月10日（火）

■開館時間

・10月まで　10時～18時
・11月から　10時～17時
（入館は、閉館30分前まで）

■休館日

毎週水曜日
（祝日の場合は翌日）
10月1日（土）～7日（金）は展示入替のため休館

■入館料

大人　500円
小中高　200円
※障害者（障害者手帳を持参の方）は、本人及び介添人1名が無料となります。団体（20名以上）割引あり
※市内在住・在学の小中学生は無料

韮崎大村美術館サテライトスペースがオープンしました

市民交流センター1階に「韮崎大村美術館サテライトスペース」がオープンしました。

日本を代表する女性作家の作品や、絵画・彫刻・陶芸作品などを紹介します。ぜひご来館ください。

サテライトスペースでは韮崎大村美術館の作品が無料でご覧いただけます。

■お問い合わせ

韮崎大村美術館
☎23－7775

韮崎市立図書館インフォメーション

韮崎市立図書館では、10月から子ども向けのお話会を再開します。ぜひご来館ください。事前申込は不要です。

おはなし会

■日時

10月15日（土）
10時30分～11時

■対象

主に幼児

だっこの会

■日時

10月27日（木）
11時～11時30分

■対象

0、1、2歳の乳幼児とその保護者

■場所

いずれも、市民交流センター2階市立図書館内「おはなしコーナー」

■内容

図書館スタッフやボランティアによる絵本や紙芝居の読み聞かせなど

■参加費　無料

■お問い合わせ

市立図書館
☎22－4946